

平成 20 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 イーウェーブ
代表者名 代表取締役社長 滝澤 正盛
(コード番号 3732 大証 ヘラクレス グループ)
問合せ先 専務取締役
(経営企画室担当) 奥野 貴嗣
TEL 06-4705-3901

内部統制システムに関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 27 日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を下記のとおり改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。(改定箇所につきましては下線で示しております。)

記

【内部統制システム構築の基本方針】

当社およびグループ各社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社およびグループ各社の業務の適正と財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備いたします。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社グループは、取締役、使用人（社員）を含めた行動規範として企業理念に基づいたグループ倫理基準を定め、これらの遵守を図ります。取締役会については取締役会規程に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務遂行を監督し、必要に応じて外部専門家を起用することで法令、定款違反行為を未然に防止いたします。

取締役が他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、当該監査役は遅滞なく他の監査役および取締役会に報告し、その是正を図ることといたします。

②企業の健全な発展や社会全体の安寧秩序を乱す反社会的勢力による不当要求に対しては、グループ各社の代表取締役以下、企業グループの組織全体として防衛・排除し、取引その他一切の関係を持たないという基本方針を社内外に宣言し、所轄官庁および関連団体と連携して対応する組織体制を整備します。

また、私生活においても反社会的勢力に付け込まれる行動の無いことをすべての役員・使用人に求めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する対応

当社グループでは取締役の職務遂行に係る情報については、法令、社内規程に基づき、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するものとし、取締役および監査役は、常時、閲覧できるものといたします。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①当社グループは、業務遂行に係るリスクを認識し、個々のリスクについて管理する体制（組織等）を整えるものといたします。

②不測の事態が発生した場合は、上記体制の下、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。

4. 取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループでは取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、社内経営管理体制の下で、取締役の職務執行の効率化を図ります。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ①当社グループではコンプライアンス体制の基礎として企業理念に基づくグループ倫理基準を定め、社内体制を整えます。
 - ②内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置きます。
 - ③顧問弁護士を窓口とした社内通報体制を確立し、コンプライアンス違反行為の発生またはその恐れがあることに気づいたときは通報を義務付けます。監査役は通報を受け、その事実確認を行います。
6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、グループ倫理基準を定めます。
 - ②グループ会社経営管理は当社規程に従い、行うものといたします。
 - ③子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、弁護士が担当する窓口で報告するものとし、報告を受けた場合には当社監査役への通報を経て、社内規程に基づき迅速に対応いたします。
7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役を補助すべき使用人に関しては、必要に応じて、監査役業務補助するための監査役補助者を置くことといたします。
 - ②監査役補助者を任命する場合は、業務の執行に係る役職を兼務しないことといたします。
 - ③監査役補助者の評価は監査役が行い、その任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、各監査役の同意を得た上で取締役会にて決定することとし、取締役からの独立を確保するものいたします。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告いたします。また常勤監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものといたします。なお、監査役は会計監査人から会計監査内容の説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることといたします。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、財務報告作成時の不正または誤謬の発生に対する未然防止および早期発見のため、運用・監視・改善を継続します。

以上